

リターン号事件(一六七三年)の英国側史料と我が国におけるその利用

朝 治 啓 三

一 リターン号事件に関する日本側史料と英国側史料

リターン号事件(一六七三年)関係史料の現状について、永積洋子氏は次のように述べている。「日本側の記録『多げれす入津万覚え帳』とリターン号船長サイモン・デルボーの日記は、つとに『長崎市史通交貿易編西洋諸国部』の付録として「長崎古今集覧」、およびケンペル『日本記』の英語版の付録から収載されていた。その上、一七七八年にはロジャ・メイチン氏と清水絃一氏の共著で、イギリス、日本の未刊の文書を補って『*Experiment and Return*』——日英交渉史料 延宝元年(一六七三年)』が出版されたので、これをオランダ側の記録で補えば、殆ど完全に史料が揃ったと言える。」¹⁾ここで言及されている諸史料のうち、日本側史料については、清水絃一氏による調査と解説が既に知られている。²⁾ほかに武藤長蔵、木村直樹両氏の著作には、この事件に関する史料が紹介さ

れている。³⁾

またリターン号が携えてきた「朱印状」のオリジナルは現在、オクスフォード大学 Bodleian Library⁴⁾に保存されている。島田孝石氏に拠れば、リターン号が携えてきた「朱印状」は、実は貿易申請状のコピーであったという。それは二通作成され、発給された当時、イギリスには持ち帰らず、商館長セーリスは一通を平戸商館に残したが、それは一六一六年に廃棄されたという。セーリスは帰国時に朱印状ではなく請願書のコピーを持ち帰り、東インド会社が保管し、リターン号はそれを持参したのであるという。⁵⁾これ以外にも島田氏はリターン号乗組員が長崎奉行の指示で踏み絵をした際の、オランダ側の記録の英訳を紹介している。⁶⁾

これら日本側史料の刊行と平行して、英国側史料の邦訳も進んでいる。ロジャ・メイチン氏はイングランド東インド会社の記録のうち、五種七通のリターン号の日本渡航関係史料写本(一九世紀)の

転写を現代英語で掲載し、翻訳も載せている。⁷⁾メイチン氏はリターン号の長崎港停泊中の日誌（一六七三年）その他の関連史料計一八種を、英文で紹介した。⁸⁾その後、島田孝右氏は上記の長崎停泊中の日誌の写本九種類に言及し、そのうち八種を転写し、一種を翻訳した。⁹⁾（四頁の表を参照。）リターン号事件に関する英国側史料のうち、日本語訳されているのは以上である。

ここで翻つて考えてみよう。邦訳された英国側史料を、オランダ側史料で補えば、リターン号事件の歴史的意義を解明することは可能なのだろうか。リターン号船長サイモン・デルボーの航海日誌は、滞日時の体験を生々しく語っており、一七世紀イングランド人が日本と日本人にたいして抱いた感情を知るための史料としては、第一級の価値を持つものといえるであろう。またオランダ商館長のもたらした風説書の翻訳は、オランダ東インド会社が、イングランド会社の日本接近を商敵の介入として意識していたことを生々しく語っているといえよう。しかしリターン号が何の脈絡もなく、突然日本に接近したのではないことはいままでもない。一六七三年に、イングランド東インド会社がリターン号を日本へ派遣したのは何故なのかを知ることは、上記の史料だけでは出来ないであろう。さらにはオランダ会社がリターン号の接近を妨害したことの理由は、単に商売上のライバルとしてだけの理由であったとは言い切れず、その解明は東アジア世界の中でのオランダ、ポルトガル、スペイン、そしてイギリスなどヨーロッパ勢力と、清や日本、台湾、琉球といった諸

地域の政権を巻き込んだ、いわば国際的契機の中で説明されるべき課題であろう。¹⁰⁾この目的を達成するには、イングランド東インド会社やイングランド王国政府の文書を幅広く調査する必要があるであろうし、オランダと競争しつつ日本との貿易を行っていた清や台湾の史料の検討も必要である。ここではその作業のうち、イングランド側史料について筆者が直接調査した文書の紹介を行う。

注

- (1) 永積洋子「一七世紀後半の情報と通詞」『史学』六〇―四、一九九一年、四〇九頁。
- (2) 清水紘一「リターン号関係日本側史料について」『日英交渉史料延宝元年（一六七三年）』日英文化交流史研究会編、一九七八年、一―五三頁。「延宝元年英国船リターン号の日本渡航について―鎖国との関わりを中心として―」『京都外国語大学研究論叢』一六、一九七五年、一―三〇頁。
- (3) 木村直樹「一七世紀後半の幕藩権力と対外情報」『さんせい』二〇、一九九八年、二五、三八―四二頁。武藤長蔵『日英交通史之研究』（改訂増補版、内外出版、一九四二年、八四―八五頁。および第四章、第九節、七〇―七〇五頁。John Bruce, *Annals of the Honorable East-India Company*, vol. II からの紹介。
- (4) 永積洋子「ポドレイアン図書館蔵の朱印状について」『日本歴史』四七六号。Massarella, D. & Izumi, K.: *The Japontian Charters, The English and Dutch Shunjo, Monumenta Nipponica*, vol. 45, no. 2, p. 199. についてはさらに島田孝右「リターン号『日本日記』(一)」『専修商学論集』七四、三二八―三四一頁に詳しく紹介されている。Bodleian Library, Ms. Jap. b. 2. 写本は大英図書館インディア・オフィス・ライブ

ラリ所蔵のもの。IOR, G12/9, pp.62-3。ウィリアム・アダムズによる朱印状請願書の邦訳あり。村上直次郎校注『異国日記抄』明治四四年、六八一七〇頁所収。

(5) 島田前掲稿、三四一頁。

(6) 島田「リターン号『日本日記』(2)」『専修商学論集』七八、二〇〇四年、三二五頁以下。Charles Ralph Boxer, *Papers on Portuguese, Dutch and Jesuit Influences in 16th and 17th Century Japan*, University Publications of America, Inc., 1979, p.190からの引用。同論文には台湾で捕虜となったオランダ船サイレンブルク号乗組員がリターン号に託して、長崎に運ばれた手紙(オランダ語)を紹介している。三三四—三三七頁。原文は次の書に掲載されているという。J.A. Van Der Chijs, *Daght-Register gehouden int Castiel Batavia... Anno 1673, 1901*, pp.84-5.

(7) ろじゃ・めいちん、池田豊子訳「1673年英国船リターン号関係資料——文献と翻訳」『京都外国語大学研究論叢』二六号、一九七五年、一三二—一四七頁。「英国王チャールズ二世より日本国皇帝宛て書簡」「東インド会社より日本国皇帝宛て書簡」などが含まれる。いずれも大英図書館所蔵の写本。ほかにもロジャによる紹介のリターン号関係文書として、「東インド会社バンタム支社宛書簡」が翻訳紹介されている。ろじゃ「延宝元年(一六七三年)英国船リターン号長崎来航関係史料」『長崎市博物館報』一六・一七、一九七五—六六年。同「Return of Return——日英交渉史の一場面に幕がおりる」COSMICA, X, 1980は長崎を去った後のリターン号が辿った、その後の航海を伝える記録(一六七四年)二種を紹介し、翻訳を載せている。写本はIOR, E/3/35, No.4045じまや。

(8) Roger Machin, *Experiment and Return, Documents concerning the Japan Voyage of the English East India Company, 1671-3*, Kyoto, 1978。転写・収録された写本の所蔵場所は大英図書館とロンドンの公文書館である。

リターン号事件(一六七三年)の英国側史料と我が国におけるその利用

(9) 島田「リターン号の記録『日本日記』の諸写本および印刷本について」『専修商学論集』五八、一九九八年、一六一—一三八頁。同「同(2)」『専修商学論集』七八、二〇〇四年、三三七—三六二頁。同「リターン号『日本日記』(1)」『専修商学論集』七四。底本はケンベル『日本記』(一七二七年)英語版に収録された『日本日記』である。翻訳本文の注は、同「リターン号『日本日記』(2)」『専修商学論集』七八、に掲載されている。

(10) 拙稿「リターン号事件と一七世紀後半の国際関係」『東西学術研究所紀要』三九、二〇〇六年。

二 リターン号船長による「日本航海日誌」の写本

一九七八年にロジャ・メイチン氏が大英図書館およびロンドンの公文書館にある史料四種を転写し、現代綴りに直して刊行した。マサレラも著書の中で一種類の史料を紹介した。その後一九九〇年代に島田孝右氏が八種を転写し、省略記号付きの形で英文を刊行した。さらに調査すると、プラットの「日本史」からの再録と思われるパスク・スミスの著書にも、別の写本からの転写英文が掲載されている。これらの写本は相互に関連しているので対照表を掲げる。記述は細部を除けば概して類似している。書かれている内容にも大きな差はない。写本の数が多いということから、商業上の必要から文書が作成されただけではなく、日本の事情を知るための読み物として需要があったのかもしれない。

Roger Machin	島田孝右	Manuscripts
Doc. 15	No. 1	PRO, C. O. 77/12, f262r-f269r Japan Diary
16	6	PRO, C. O. 77/12, f232r-f247r Japan Voyage
17	7	PRO, C. O. 77/12, f250r-f260v Japan Voyage
18	5	BL, IRO, G/21/4, pp.118-130 Japan Diary
	9	BL, Rawlinson MS, A191, f69r-f76r
	2	Oxford Bodleian Lib., All Souls, MS, f239, f185r-f193r
	3	BL, IOR, E/3/34, no.3902
	4	BL, IOR, G/21/4, pp.118-130
	8	BL, IOR, H/456A, pp.369-422

リターン号事件に関係する文書はこれだけにとどまるものではないことはいうまでもない。一八世紀に著されたプラットの著作には、「日本航海日誌」以外にも、日本訪問に関係する東インド会社の、バンタムや台湾とのやりとりを示す書状が印刷されている。メイチン、マサレラ、島田各氏の史料紹介が出版される以前にも、プラットがそれらの史料の存在を知っており、研究もある程度行っていたことが分かる。彼は当初 extra clerk として東インド会社に雇われ、勤

Roger Machin	A. Farrington, Taiwan Factory	Manuscripts
Doc. 1	No. 19	BL, IOR E/3/87, pp.448-454; 1671 from London to Bantam
12	20	BL, IOR G/21/6A, pp.20-21; 1672 from Bantam to Company
10, 11	21	BL, IOR G/21/6A, pp.17-18; 19-20; 1672 from Bantam to Company
7	24	BL, IOR E/3/87, pp.485-489; 1671 Commission to Captain of Experiment
8	25	BL, IOR E/3/87, pp.472-485; 1671 List of returning goods
14	29	BL, IOR G/21/6A, pp.30-40; 1672 Instructions to Taiwan

Roger Machin, *Experiment and Return*, 1978, Kyoto; A. Farrington et al., *The English Factory in Taiwan*, Taiwan National University, 1995.

務することになり、会社の文書を整理、分類した。英国を出港したリターン号が到達した最東端が長崎であるが、途中でバンタムや台湾に寄港し商業活動を行ったため、それらの地での活動を示す記録も残されている。そのうち刊行されているのは、台湾におかれた英国商館に関するものである。この史料集には

二七二種の文書が収録されている。国立台湾大学と大英図書館との共同研究の成果であり、それらの文書の写本は全て大英図書館とロンドンの公文書館にある。その中には後に、上述のロジャ氏史料集に収録されたものもある。(対照表参照)そこに収録されなかった文書にも、リターン号への言及は数多く見られる。以下で、それらのうち、筆者が大英図書館で調査した文書の一部を紹介する。

注

- (1) 前記注八参照。これについては下記も参照。Anthony Farrington, *The English Factory in Japan, 1613-1623*, 2 vols., 1991, pp.13, 15.
- (2) Massarella, D., *A World Elsewhere*, Yale U.P., 1990, p.428. これは大英図書館蔵の次の史料じま。BL Rawlinson MS, A191, ff63r-76r.
- (3) Peter Pratt, *History of Japan, compiled from the records of The English East India Company, 1822*, edited by M. Paske-Smith, Kobe, 1931 pp.158-89, esp. pp.176-189; Paske-Smith, M., *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days*, 2nd ed., New York, 1968 (1st ed., Kobe, 1930), pp.70-81. 出典は示されていない。
- (4) 読み物としてリターン号の航海日誌を利用した例は、タイモン・スクリーチ、村山和裕訳『江戸の英吉利熱』講談社、二〇〇六年である。同書一一頁には次の箇所が引用されている。「英吉利が日本に戻れない唯一の理由がこうしたポルトガルとの繋がりにあることはイギリス側にも伝えられる。イギリス側も、それではキャサリンが没した後はイギリスは日本に戻る事ができるかと食いだがる。おそらくは許されるであろうとの返答も受けている」この説明は事実とは正反対の内容である。原文を見てみよう。九種の写本のうち例えば、Roger Machin, *Experiment and Return*, p.14には次のように記されている。then asking whether wee might returne hither after the death of our

リターン号事件(一六七三年)の英国側史料と我が国におけるその利用

Queen? they answered possibly wee might, if the Dutch & several Chinesees did satisfie the Emperor that wee were not in amity with Portugall, but hee could not assure us wee should have admission; our surest way not to come for this Emperor. Commands (according to the Japan saying) were like unto sweat that goeth out of a mans body which never returned in again. The Emperor Commands admit of no alteration.「(貿易再開は)可能かもしれないが、現実には許可の可能性はあり得ない。將軍の命令は一旦出されると、覆ることはないからだ」という意味の内容が述べられている。イギリス人である『江戸の英吉利熱』の著者の不正確な原文参照に拠る誤りか、あるいは原文の英語の仮定法を訳し得なかった日本人翻訳者の間違いであろう。

- (5) 島田孝右『近世日本関係英国史料集成』本の友社、一九九九年参照。
- (6) Pratt, ed by Paske-Smith, i-ii.
- (7) Chang Hsin-lung, Anthony Farrington, et al., ed, *The English Factory in Taiwan, 1670-1685*, National Taiwan University, 1995. この史料集の閲覧については関西大学松浦章教授の協力を得た。記して謝意を表す。

三 大英図書館蔵リターン号関係写本管見

ロジャ・メイチン氏と島田孝右氏が転写したリターン号関係の写本を、英国で調査した。それらの写本のうち、分類番号ではロンドンの公文書館 National Archives, Public record Office, Kew Gardens, CO. 77/12およびCO. 77/13と標記されている文書は、現在はロンドンには保管されておらず、北英の別の保管場所に置かれており、申請当日には閲覧できない。India Office Library は現在大英図書館内

にあり、IORの分類番号を持つ写本はそこで閲覧可能である。リターン号に関連する記事の登場する頁を出来るだけ網羅的に調査したが、限定された時間内での調査であるため、本稿で内容全てを紹介することは不可能である。ここではIOR G12で分類される一連の冊子体の文書集の内容を概観する。

IORの読書室にはカタログ類が配架されている。それに拠ればG12という写本のタイトルはFactory Records: Chinese and Japanである。この分類番号の中には合計二九一卷の書物体の文書集が納められている。それらの文書は一六一四年から一八四三年までの対日、対中国貿易に関する東インド会社の記録類の写本である。このうち日本に関する文書は次のものである。一六一一年に始まる東インド会社による対日貿易に関わる活動と、一六一三年の平戸商館開設から一六二三年の同商館の閉鎖までの記録。約五〇年間の空白の後、会社はバンタムにウィリアム・ギッフアードWilliam Giffardを送り、トンキンとの貿易を開設するため商館を設立した。その後バンタムを基地として台湾そして日本との貿易を再開する試みがなされ、一六七三年にリターン号が長崎を訪れたのであるが、その事件に直接関係する文書もこの文書集に含まれている。リターン号事件の後も、会社は台湾の商館を基地として中国船を利用してイングラント製毛織物を日本に輸出する策をとろうとした。同時期、会社は中国本土にも商館を中山に開設しようとしたがうまく行かず、広東での中国政府の海関を通しての貿易しか許されなかった。その貿易

の記録はこの文書集にも収録されている。一六三九年以後、徳川幕府は鎖国政策をとり、清とオランダ以外の国とは貿易しなかったたので、イングラント東インド会社は中国船を使って間接的な対日貿易を目論んでいた。しかしイングラント産の毛織物を日本へ輸出する計画は成功しなかった。このことを示す文書はG12/16 (1614-1703) に分類される文書に含まれている。

会社の文書群を分類、転写、公刊した研究者のうち傑出した人物は、一九世紀初めの会社の書記であった上記のプラットである。彼は一八一七～二一年に会社の文書のカタログを作成し、索引、摘録を編集した。彼はこのときの経験と知識を踏まえて、*History of Japan*二巻を執筆したのである。プラットが直接関わったのは、上記の文書のうち分類番号G12の1～8であるが、プラットの後継者によって、その他の文書も同じ基準で分類、整理された。G129, 10は1～8の文書群に漏れた文書(一五九八～一七〇二年)の補充である。G1211, 12は二六世紀末のポルトガルの中国訪問から一九世紀に至る期間の、東インド会社による対中国貿易関係の文書である。G1213には一六二三～九九年の期間の記録類であり、その中に一六六四～七四年の対日貿易関係の記録も含まれる。G1214は一六九九年～一七五一年の中山での貿易活動の記録である。G1215は一六一四～一七一年の平戸商館長の日記や江戸や大阪への旅行記録、バンタムへの手紙を含む。そして上述したようにG1216は各種文書を転写したものから集められた二次的文書集で、

その中にリターン号事件の日本航海記も含まれている。

注

- (1) Roger Machin, *op. cit.*, xxix. 島田前掲論文「専修商学論集」五八、pp.161-163⁷ 六六、pp.143, 七八、pp.337.
- (2) 文書の範囲についてカタログは次のように記している。「中国および日本と会社との関係の歴史についての資料、一五九六―一七五九年」「航海日誌 一七二二―一七五一年」「広東日誌および協議 一七五二―一八三四年」「広東代理人協議 一八三四―一八四〇年」「中国特別委員会秘密協議 一七九三―一八三二年」「中国より受領した書簡 一八三二―一八三〇年」「中国宛發送文書 一八二九―一八三二年」その他の記録。
- (3) この記録は英文では A. Farrington, *The English Factory in Japan, 1613-1623*, 2 vols, London, 1991. および邦語訳書が公刊されている。東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編および訳文編および附録(一九七八年)。なお武田万里子「平戸イギリス商館日記」そして、一九八一年参照。
- (4) IOR G/12/16.
- (5) 史料の出所は会社の取締役会記録であるが、それ以外にもパーチャス Purchas の *The Pilgrimes, 1625 & John Bruce G Annals of the Honorable East India Company, 1707-08* からの引用を含む。
- (6) その文書の多くは P. Pratt, *op. cit.* に印刷されている。G/12/10 は中国関係史料の補遺である。
- (7) この文書はイーグル Eagle 号によって一六七五年四月一三日にロンドンに届けられたとある。

リターン号事件(一六七三年)の英国側史料と我が国におけるその利用

四 パスク・スミス氏の日英貿易説への疑問

上記プラットの *History of Japan* を紹介したパスク・スミス氏は、江戸時代の日本を説明する彼自身の著作の中で、リターン号が長崎を去って以後のイングリッド東インド会社による対日貿易活動について、拙稿で述べた見通しとは異なる見解を記している。根拠とされた事実関係を検証してみる。彼は次のように述べる。「リターン号は失敗したが、イングリッド産物資の大量のものが、台湾のイングリッド商館を通じて、中国船を使って日本へと運ばれていた。またオランダもバタビアからイングリッド産物資を日本へと運んだし、マドラスの中国人商人は(日本への)密輸を行っていた。トンキンからは中国のジャンクが絹を日本へと運んだ。一七一一八世紀を通じて、間接的なコミュニケーションは頻繁であった。」もしこの説明が事実であるとすれば、リターン号派遣の成否に関わらず、イングリッド東インド会社の貿易目的は、間接的にはあれ達成されたことになる。果たしてこの説明は事実と合致するのであるうか。

台湾のイングリッド商館の記録に拠りつつ事実を確かめよう。パスク・スミス氏の著書に引用されている商館の記録 O.C. 2988 に拠れば、一六七五年(リターン号が長崎を去って二年後)イングリッド東インド会社はなおも対日貿易再開を求めて、バンナムからフライング・イーグル号を台湾へと差し向けた。「この年、日本向け中

国人ジャンクは九隻で、(日本への) 主たる積み荷は砂糖と皮。(日本から戻ってきた九隻のうち四隻は(台湾商館のある) 港に入り、残りはアモイとタイオワンにいらるはずである。荷の大半はよく売れた。砂糖は *Five Tama* で、砂糖菓子は九で。(中略) 台湾王は日本船(あるいは日本人) から銀三三五、〇〇〇 *元* を手に入れた。それは裕福な満州人から手に入れたものだ。」「それらのジャンクを日本向けに派遣する際、我々(イングラント側) は日本人がイングラント産品を購入しよう説得せよと付け加えた。しかし船員は、イングラント人は彼の地では招かれざる客であり、不都合が起きると困るので、といって自分たちの要求を断つた。」「ここははつきりと書かれているように、日本への積み荷はイングラント産の毛織物ではなく、台湾産の皮と砂糖であり、英国会社は銀を日本から持ち出すことは出来ず、台湾人が満州人から銀を手に入れたにすぎない。台湾人はイングラント人が日本では拒否されていることを十分承知して、毛織物売却の代行を行うことを断っているほどである。

トンキンではどうか。この地で日本向けに積み出された商品リストが、写本 *1000* から転載されているが、その大半はベルベツトやその他の絹製品であり、羊毛製品は入っていない。では、イングラントに代わって、オランダ船がイングラント毛織物を日本に運んだのか。パスク・スマス自身が次のように述べている。一六八二年六月の記事として、「イングラントと日本の貿易はオランダ船に奪われており、この事態を改善したい。オランダはイギリスと台湾

にとつての共通の敵である」と。イングラント側のオランダ敵視の状況下で、パスク・スマスの想定は成り立ち難い。では中国人商人は密貿易で、日本向けにイングラント産毛織物を運んだのだろうか。密貿易の記録は残っていないから証明は難しい。少なくとも清朝は、アモイに商館を設置し対中、対日貿易をのぞむイングラント東インド会社の要求を拒否した。この想定を裏書きするように、一六七七年五月三〇日付のロンドンの取締役会のバンタム商館宛書状では、イングラント産毛織物が日本へは殆ど売れていないことを不満として述べている。

台湾王は一六七〇年代後半には、清朝支配地域への貿易から閉め出されつつあったと言えよう。一六八〇年代前半の台湾鄭氏の帰順と、清朝の展海令による海禁政策の変更以後は、東アジア貿易の主導権は清朝政府に掌握されていたのではないか。ロンドンの取締役会は、一六七九年一月二六日付で、台湾に置かれている東インド会社の商館を閉鎖すべきであるという、バンタム商館からの提案を承認した。理由は収益が上がらないということである。そして台湾商館は一六八〇年七月二二日に閉鎖された。イングラント毛織物を日本に売って、銀を得るといふ会社の計画は頓挫した。一六七三年のリターン号事件の七年後に、イングラント東インド会社と国王チャールズ二世は、それまでの東アジア貿易についての虚像を捨てるとき時が来たことを、思い知らされたのである。

注

- (1) 前注一〇参照。会社の目的はイギリス産毛織物を日本市場に売却し、見返りに、日本産の銀を獲得することであったが、リターン号が日本に来る直前の一六六八年に幕府は銀輸出を厳禁した。またリターン号はその積み荷を何一つ日本側に売り渡すことが出来ず立ち去った。徳川時代の日本では羊毛製品の需要は限定的でしかなかった、というのが前掲拙稿の立論の前提である。
- (2) Paske-Smith, *op. cit.*, p.81.
- (3) 現在の分類番号とは異なっている。
- (4) パスク・スミスの英文では receiving from the Japanese 335,000 Tales of Silver と印刷されている。(p.89) しか A.Farrington, *The English Factory in Taiwan*, p.218 は receiving from the Japanners 335 thousand tale of silver longe detained there となっている。これは大英図書館蔵の写本 IOR E/3/36, no.4150 から直接転写されたものであり、信憑性が高い。なお同じ写本の旧分類番号 OG, VOL. XXXVI no.4150 を転写した、台湾銀行経済研究室編『十七世紀台湾英国貿易史料』一九五九年、東京大学史料編纂所蔵岩生文庫、二〇三頁には、receiving from the Japanners 335 thousand tale of silver longe obtained there と印刷されている。パスク・スミス領事は歴史研究者ではないため、Japanners を Japanese と解したのかもしれない。Japanners は「日本人」あるいは「日本船」の意。
- (5) Paske-Smith, pp.88-89, Farrington, *Ibid.* なお同書九二頁にも同様の例が載せられている。
- (6) *Op. cit.*, pp.93-94. Farrington にはその部分の転写がなく。
- (7) *Op. cit.*, p.108. なお Farrington, *op. cit.*, p.471, IOR, G/21/6b, f148v-49r. には、同月のバタヴィア日誌の記事「... promoting a trade for us at Japan, at present wholly ingroced by your and our enemies the Dutch」と記されている。
- (8) 中村質氏に拠れば「犯科帳」には密貿易のうちのほんの一部が記録されているにすぎないという。しかも密貿易として取り締まられた取扱品のリストには、毛織物は全く見あたらない。中村質「中近世における環シナ海域交流史の研究」科学研究費成果報告書、九州大学、一九八六年、一五―二〇頁。
- (9) *Op. cit.*, pp.112-117, Farrington, *op. cit.*, pp.550-567.
- (10) *Op. cit.*, p.99; Farrington, *op. cit.*, p.259, IOR, E/3/88, pp.428-31. We have written you ... to be industrious in promoting what in you lies the vent of our woolen & other manufactures.
- (11) 清朝政府による対外貿易の再編については、岡本隆司「近代中国と海関」名古屋大学出版会、一九九九年を参照した。「主としてアメリカ大陸と日本から産出された、かつてないほど大量の銀が、中国の産物とひきかえに東アジアを駆けめぐった」という世界規模の経済変動と、きりはなしては考えられまい。(中略) 一つの結論が、清朝の海関による海上交易管轄の一本化であったとみてよい」七四頁。なお七六、八二―八五、八七頁も参照。また山本博文氏「鎖国と海禁の時代」校倉書房、一九九五年、一三三―一三〇、一三三―一三八、二四一、二五三頁。「場としてのアジアを指定し、その中の各国、各勢力の動きを検討し、それがそれぞれに与える影響を確立した上で、東アジア諸国家の外交体制の特質を比較検討しながら理論化する必要がある」と二五七頁。
- (12) *Op. cit.*, pp.102, 104, 105, Farrington, *op. cit.*, pp.332-3, 335-336, IOR G12/16, f105r, 117v-18v.

〔本稿は平成一八年度科学研究費補助金萌芽研究（代表者 野間晴雄）による研究成果の一部である。〕

English Manuscripts in British Library on the Case of Return and Japan Diary, 1673

ASAJI Keizo

The Return, the ship sent to Taiwan and Japan by English East India Company, arrived in Nagasaki asking for re-opening the Anglo-Japanese trade in 1673. The Tokugawa shogunate after two month consideration refused the captain to re-open the trade. That English King, Charles II, married with a Portuguese princess, Catherine, seems to have been regarded as the main reason of the refusal, because before the arrival of Return the Dutch Company informed the Shogunate of the king's marriage with a Catholic lady.

Detailed investigation of the Documents in British Library and the Public Record Office in London has revealed that such an interpretation was not correct. After leaving Nagasaki Return stopped at a Taiwan port where English Factory of the Company was established by the agreement between the king of Taiwan and the court of the Company. The court of the company and English King tried to sell English-made woolen manufactures to Japan and get silver as much as possible. They misunderstood the demand of the Japanese market, and English woolen goods did not sell well anywhere in Eastern Asia. In 1680 the court gave up the trade in Taiwan and closed the factory there. The company failed in establishing factory in Mainland China.

The Qing Dynasty of China introduced a new trade controlling system, Kaikan 海関 in Guangdong 廣東 after Taiwan king surrendered to the Dynasty in 1680s. The English company seems to have been forced to adjust to the new system. The exchange of Chinese tea with silver brought from Europe began. The Japanese market had been closed to European merchants except the Dutch by then.